

メディア関係者各位

WHO による自殺対策の指針 「LIVE LIFE 各国における自殺予防実施ガイド」日本語版を公開

平素より自殺対策において連携・協働いただき、厚く御礼申し上げます。厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」（東京都千代田区、代表理事・清水康之／略称「JSCP」）は9月4日、世界保健機関（WHO）が発刊した「^{リブ ライフ}LIVE LIFE 各国における自殺予防実施ガイド」（2021年発行／144ページ）の日本語版を作成し、ホームページで公開しました。

「LIVE LIFE」は、WHO が提言する自殺予防のためのアプローチです。世界の自殺死亡率を低下させる目標を掲げたSDGsや「精神保健行動計画」を実現するため、各国政府がエビデンスに基づく活動を行うよう促す指針として取りまとめられました。

具体的には、エビデンスに基づく4つの介入（①自殺手段へのアクセス制限、②責任ある自殺報道のためのメディアとの協働、③10代の若者の社会情緒的ライフスキルの育成、④自殺関連行動の影響を受けている人の早期発見・評価・管理・経過観察）と、その前提となる6つの横断的な基盤（①状況分析、②多部門連携、③啓発・支援活動、④能力構築、⑤資金調達、⑥調査、観測および評価）を詳しく説明しています。

大きな特徴は、囲み記事や付録の形で、各国の事例研究を数多く掲載していることです。実際の取り組みを交えながら、「何をするのか」「なぜ自殺予防にとって重要なのか」「どこで実施できるのか」「いつ実施すべきか」「誰が担当するのか」「どのように実施すればいいか」を実践的に紹介しています。例えば、囲み記事では、「自殺予防の状況分析（チェコ）」「官民パートナーシップの形成（米国）」「スティグマへの対処（スコットランド）」「多部門からなるゲートキーパー研修の規模拡大（マレーシア）」「保健医療従事者の自殺予防力強化（ガイアナ）」「パパゲーノメディア賞（オーストリア）」「Youth Aware of Mental Health、研究から実施まで（スウェーデン）」「自殺関連の経験者のための組織（オーストラリア）」「意図的な自傷行為の調査（ブラジル）」「新たな専門職としての回復支援者（ポーランド）」など70を超える事例が掲載されています。

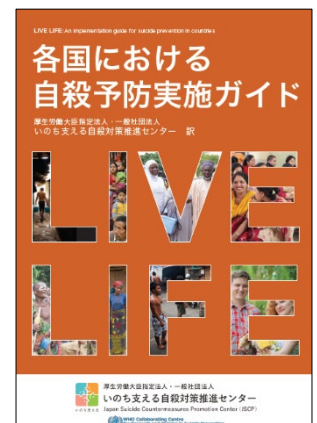
「LIVE LIFE」には現在、そして、これからの自殺対策や自殺報道を考えていくうえでの多くの示唆やヒントが示されています。ぜひご活用ください。

■「LIVE LIFE 各国における自殺予防実施ガイド」のダウンロードはこちらから

URL：<https://jscp.or.jp/research/detail/WHO-LIVELIFE.html>

■原典はWHOの[Web サイト](#)でご覧いただけます

「LIVE LIFE 各国における自殺予防実施ガイド」
厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター 訳
A4判144ページ
(原典／「LIVE LIFE：An implementation guide for suicide prevention in countries」)



問合せ：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター

広報室 press@jscp.or.jp / 03-6272-9446